

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

建設局	(27年度)																		
監査結果 (指摘事項)	改善措置																		
<p>【指摘 8】 (土地の利用の実態調査について) 公園課で管理している「都市公園台帳管理システム」の土地台帳では、越路 19-9 の土地について、以下の記述がある。</p> <table border="1" data-bbox="213 593 730 831"> <tr> <td>長町字越路 19-9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記載年月日</td> <td>S60.7.22</td> </tr> <tr> <td>原因事由</td> <td>錯誤</td> </tr> <tr> <td>異動年月日</td> <td>S12,3.20</td> </tr> <tr> <td>登記年月日</td> <td>S59.3.1</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>現地不詳</td> </tr> </table> <p>備考欄にあるように、現地不詳のまま土地台帳が管理されていることになり、現実には、今回の監査の調査の際にも、どこの土地か分からないのが実態であった。</p> <p>土地の管理については、仙台市公有財産規則第 12 条(現状の調査)では、各局の長は、随時、その所管する公有財産の現状を調査し、特に次に掲げる事項について注意しなければならないと規定している。</p> <table border="1" data-bbox="197 1176 753 1480"> <tr> <td>1.公有財産の使用目的の適否</td> </tr> <tr> <td>2.公有財産の維持保存</td> </tr> <tr> <td>3.電気、ガス、給排水及び避雷その他諸施設の良否</td> </tr> <tr> <td>4.土地の境界</td> </tr> <tr> <td>5.台帳及び附属の図面と所管公有財産との照合</td> </tr> <tr> <td>6.その他公有財産の管理又は取締り</td> </tr> </table> <p>動物公園の土地について、仙台法務局から図面を取り寄せて調査した結果、当該土地(越路 19-9)は、現在のゾウ駐車場に相当することが推測される。したがって、従来より使用している土地であり、別途土地が存在することは想定されないことから、現地不詳として扱われてきたものと判断した。この実態は、仙台市公有財産規則第 12 条第 1 項第 4 号、第 5 号の現状の調査が不十分と認められるため、是正が必要である。</p> <p>特に、土地に関する問題は重要であり、平成 22 年度包括外部監査報告書においての指摘(監査の結果)においても、同様なものが認められたことから、「現地不詳」といったまま放置すべきではない。</p>	長町字越路 19-9		記載年月日	S60.7.22	原因事由	錯誤	異動年月日	S12,3.20	登記年月日	S59.3.1	備考	現地不詳	1.公有財産の使用目的の適否	2.公有財産の維持保存	3.電気、ガス、給排水及び避雷その他諸施設の良否	4.土地の境界	5.台帳及び附属の図面と所管公有財産との照合	6.その他公有財産の管理又は取締り	<p>長町字越路 19-9 の土地について、調査の結果現存しない土地であると判断した。</p> <p>これにより、仙台法務局あて抹消登記を申請し、平成 28 年 6 月 21 日に登記が完了した。</p> <p>また、都市公園台帳から当該土地の記載を平成 28 年 10 月 31 日に抹消した。</p>
長町字越路 19-9																			
記載年月日	S60.7.22																		
原因事由	錯誤																		
異動年月日	S12,3.20																		
登記年月日	S59.3.1																		
備考	現地不詳																		
1.公有財産の使用目的の適否																			
2.公有財産の維持保存																			
3.電気、ガス、給排水及び避雷その他諸施設の良否																			
4.土地の境界																			
5.台帳及び附属の図面と所管公有財産との照合																			
6.その他公有財産の管理又は取締り																			